

労働政策審議会 職業能力開発分科会 若年労働者部会

1 設置目的

【職業能力開発分科会運営規程第6条】（要旨）

以下に係る事項の審議をさせるため、若年労働者部会を置く。

- 勤労青少年福祉法第6条第1項に規定する「勤労青少年福祉対策基本方針」の策定に関する事項
- 勤労青少年福祉の増進に関する専門の事項
- その他若年者の職業能力開発に関する事項

※ 平成17年、従前の「勤労青少年部会」の審議事項に、「その他若年者の職業能力開発に関する事項」を追加し、名称を「若年労働者部会」に変更。

2 委員の任期について

就任の日から2年間（ただし、再任を妨げない。）

3 過去の開催状況

●第6回 平成22年 9月 1日

- 第9次勤労青少年福祉対策基本方針策定に向けた検討の論点について

●第7回 平成22年 12月 3日

- 第9次勤労青少年福祉対策基本方針の骨子案について

●第8回 平成23年 2月 2日

- 第9次勤労青少年福祉対策基本方針の原案について

●第9回 平成23年 3月 28日

- 第9次勤労青少年福祉対策基本方針（案）の諮問について ※同日付答申

※ 参考

【第9次勤労青少年福祉対策基本方針要旨】

社会、経済の変化、少子化の進行や青少年人口の減少に加え、若年失業者、フリーター、ニート等が依然多数に上る現状にかんがみ、青少年の積極的な社会参加、長期的なキャリア形成・職業能力開発等を促進するとともに、青少年を支える社会的ネットワークを整備し、勤労青少年福祉対策の一層の推進を図る。

- ・ 運営期間：平成23年度～平成27年度（5か年）。
- ・ 対象者：35歳未満（ただし30歳台後半の者の活用を妨げない）